横浜市記者発表資料



平成 25 年 12 月 2 日 政策局大都市制度推進課 こども青少年局保育所整備課

横浜市と神奈川県が総合的な子育て支援の実現のため「認定こども園」に関する事務移譲に向けて合意!

横浜市と神奈川県は、市民生活に身近な分野の事務を県から市へ移譲することで、市民サービスの向上と効率的・効果的な行政運営を実現するため、これまで協議を重ねてきました。

このたび、県市協議の結果、平成 27 年4月の子ども・子育て支援新制度スタート時に、子ども・子育て関連3法によって市に移譲される幼保連携型認定こども園の認可事務に加えて、その他の認定こども園(幼稚園型・保育所型・地方裁量型)の認定事務についても、県から市への移譲を目指すことで合意しました。

横浜市は、今後も、市民サービスの向上に向け、子育て支援やまちづくりなどの分野における 事務移譲について、県と引き続き協議を行っていきます。

<事務移譲によって得られる効果>

- ○子ども・子育て支援施策を総合的に企画立案することが可能に
- ○認定こども園の類型によって異なる移行支援の相談窓口を一本化することで、幼稚園 事業者の利便性が向上

<林市長コメント>

今回の合意は、認定こども園の相談窓口を一本化するもので、横浜市における総合的な子育て 支援の実現に向けた大きな一歩です。

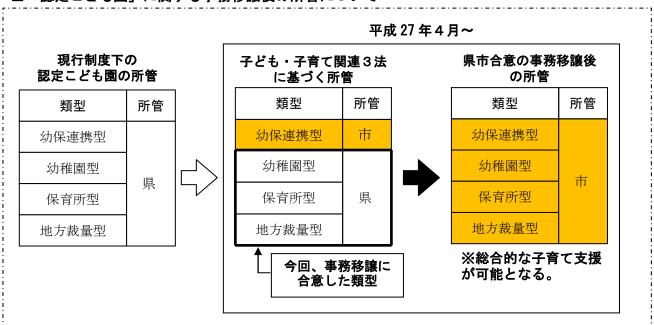
この事務移譲の効果を最大限に生かし、保育と幼児教育の質をより一層高めることにより、学齢期までの切れ目のない子育て支援をさらに充実させていきます。そして、待機児童ゼロの継続を含め、横浜を日本一女性が働きやすく、活躍できる都市にしていきます。

新たな大都市制度「特別自治市」実現までの間、市民生活に直結する子育て支援やまちづくりなどの分野を中心に、神奈川県と事務移譲に向けた協議を重ね、市民の皆様が実感できる成果に 結びつけていきます。

※「認定こども園」とは

子どもの教育・保育・子育で支援を総合的に提供する施設であり、急速な少子化の進行や家庭・地域を取り巻く環境の変化の中、保護者や地域のニーズに応えるため、平成 18 年 10 月から制度がスタートしました。平成 27 年 4 月の子ども・子育で支援新制度スタート時に、「幼保連携型認定こども園」の認可権限について指定都市に移譲されることが決定しています。

■「認定こども園」に関する事務移譲後の所管について



お問合せ先					
政策局担当部長	(大都市制度推進課長)	橘田	誠	Tel 045-671-4323	
こども青少年局		小泉	宏	Tel 045-671-2376	